| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 令和　年<br>月　日残高 | ×××　| ×××　| ×××　| ×××　| ×××　| ×××　| ×××　| ×××　| ×××　| ×××　| ×××　| ×××　|

備考　（略）

第５号様式

注　記　表

１．継続企業の前提に関する注記

２．重要な会計方針に係る事項に関する注記

３．会計方針の変更に関する注記

４．表示方法の変更に関する注記

５．会計上の見積りの変更に関する注記

６．誤謬の訂正に関する注記

７．貸借対照表に関する注記

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成　年<br>月　日残高 | ×××　| ×××　| ×××　| ×××　| ×××　| ×××　| ×××　| ×××　| ×××　| ×××　| ×××　| ×××　|

備考　（略）

第５号様式

注　記　表

１．継続企業の前提に関する注記

　継続企業の前提に関する注記は、会社の事業年度の末日において、財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたって事業を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合における次に掲げる事項とする。

一　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

二　継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無

三　当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画

四　当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無

２．重要な会計方針に係る事項に関する注記

一　資産の評価基準及び評価方法

二　固定資産の減価償却の方法

三　引当金の計上基準

四　収益及び費用の計上基準

五　その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

六　会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容

七　表示方法を変更したときは、その内容

３．貸借対照表に関する注記

一　資産が担保に供されている場合における次に掲げる事項

　イ　資産が担保に供されていること。

　ロ　イの資産の内容及びその金額

　ハ　担保に係る債務の金額

二　資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあっては、各資産について流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産又は繰延資産ごとに一括した引当金の金額）

三　資産に係る減価償却累計額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の減価償却累計額（一括項目して注記することが適当な場合にあっては、各資産について一括した減価償却累計額）

四　資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して減価償却累計額の項目をもって表示した場合にあっては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨